

指宿広域市町村圏組合監査委員条例

(平成5年指宿広域市町村圏組合条例第3号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号

平成25年指宿広域市町村圏組合条例第1号

(主旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき監査委員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(監査委員)

第2条 監査委員は、非常勤とする。

(請求又は要求に基づく監査)

第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2第3項の規定により、監査の請求又は要求を受けたときは、当該請求又は要求を受けた日から7日以内（当該要求をしたものが期限を指定した場合は、当該期限以内）に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、その旨を当該請求又は要求をしたものに通知し、着手期限を延長することができる。

(請願に基づく監査等)

第4条 監査委員は、法第125条の規定により、議会からの請願の送付を受けたときは、当該送付を受けた日から7日以内に（議会で期限を指定した場合は、当該期限内）に監査に着手し、又は必要な措置を講じなければならない。この場合には、前条ただし書の規定を準用する。

(定例監査)

第5条 法第199条第4項に規定する監査は、毎年1回とし、10月に行うものとする。

(監査期日等の通知)

第6条 監査委員は、監査を行うときは、監査期日及び監査対象を当該監査を受けるものに、次の各号に掲げる日前までに通知しなければならない。ただし、

緊急に監査を行う必要があると認められるときには、この限りでない。

- (1) 第3条及び第4条に掲げる監査 3日
- (2) 第5条に掲げる監査 10日
- (3) 法第199条第2項及び第5項に規定する監査 5日
(決算又は基金の運用状況の審査)

第7条 監査委員は、法第233条第2項又は第241条第5項の規定により、決算及び証書類等又は基金の運用状況を示す書類を審査に付せられたときは、当該送付を受けた日から30日以内に審査し、意見を付けて、管理者に回付しなければならない。ただし、審査が30日以内に完了しない場合には、その旨を管理者に通知して当該期限を延長することができる。

(報告及び公表)

第8条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、その結果を当該終了した日から5日以内（当該監査を要求した者が期限を指定した場合は、当該期限内）に、当該監査又は検査を受けたもの、当該監査を要求した者その他関係者に報告又は通知し、かつ、監査の結果については、20日以内にこれを公表しなければならない。

(その他)

第9条 この条例に規定するもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 指宿広域市町村圏組合監査委員条例（昭和46年指宿広域市町村圏組合条例第8号）は、廃止する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。